



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

92.1.22 電話 (鉄) 千葉 2935・2936 番 (公) 千葉 3527 番

No.

解雇撤回の勝利判決がちとろう！ 全力で「一・三〇集會」へ！

不当解雇から六年

闘いはいよいよ山場

八五・一一第一波スト、八六・二第二波ストで不当にも解雇された二八名の仲間たちの解雇撤回に向けた裁判闘争が、最大の山場をむかえている。

裁判長の交替時期ということもあり、早ければ、三月頃までに判決が出される可能性が強いのだ。

「解雇撤回・原職奪還」は、動労千葉の原点であり、悲願だ。

不当解雇への

怒りの声を裁判所へ！

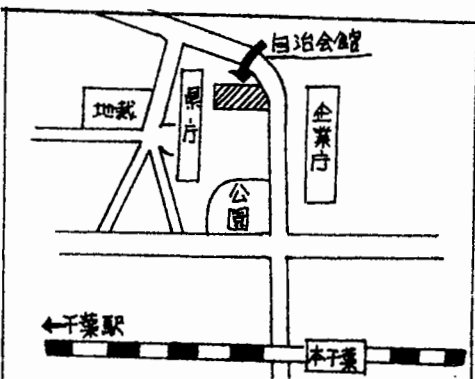
裁判闘争は二八名もの大量解雇を強行しながら、解雇の具体的な理由すら立証しようとしないうちに当局を追いつめ、勝利的に結審している。しかし、この間の目をおおっぴかりの司法反動の

状況を見ると、決して状況は甘くない。「残業拒否で解雇は正当」の最高裁判決、そして、解雇事件と同じ裁判長による「宿舍明け渡し公判」の反動判決、――まさに「司法の独立

など空文と化している状況なかで、勝利判決をかちとるためには、広範な労働者の怒りが、裁判所を包囲しなければならぬ。

そのためにわれわれは、県下全国の多くの労働者に呼びかけて、要請署名運動を開始した。すでに続々と署名用紙が本部に送られてきている。一月三〇日の要請行動では、第一次分として全国からの声を裁判所に提出する。

勝利判決をかちとるまでは、やれる限りのことをやりぬき、あらゆる手だてを尽くして、何度でも裁判所を包囲しよう！
全支部から、全力で、「一・三〇総決起集會」へ結集しよう！



解雇撤回・裁判闘争勝利
動労千葉総決起集會
時・1月30日(木)
場所・千葉県自治会館

862

第2波スト
いよいよ結審！

一月二〇日、千葉地裁において、「八六・二第二波スト解雇事件」の第二九回公判が行なわれた。
今日の公判は前回当局側が「解雇基準の量定について立証を行ないたい」として、今村(当時総務部長)証人の採用を新たに求め、行なわれた。
しかし、今村証人の証言内容は、従来からの当局側の主張のむし返しであり、逆に、動労千葉弁護団からの鋭い追求の前に、動労千葉を嫌悪していた事実が明らかとなったのである。次回はいよいよ結審、第一波と合わせ二八名の解雇撤回をかけて全力で闘おう！